

業務指示書

カメルーン国ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年9月2日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 下平 俊介 Shimodaira.Shunsuke@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年9月7日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

- ()認めません。
()認めます。

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の用員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行なわれた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3. 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水産施設管理・運営に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／運営維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水産施設運営維持管理計画
- 2) 対象国又は同類似地域：カメルーン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語（仏語が出来れば望ましい）

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築・施設設計】

- 1) 類似業務の経験：水産施設管理・運営に係るO/D、B/D、D/D、S/V
- 2) 対象国又は同類似地域：カメルーン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語（仏語が出来れば望ましい）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 環境社会配慮】

- 1) 類似業務の経験：環境社会配慮に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カメルーン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年9月11日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

4 （各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、アフリカ地域における25%とします。

なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
自然条件調査

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27001号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XAF1 = 0.207 円, US\$1 = 124.21 円, EUR1 = 136.05 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください、ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記（2）の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記（2）の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注）業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

（1）評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／運営維持管理計画
建築・施設設計
環境社会配慮

（2）評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.41 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年10月2日（金）までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
カメルーン国ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／運営維持管理計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築・施設設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 環境社会配慮	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

カメルーン国の水産物国内消費量は年間約 38 万トン(2009 年)であるが、そのうち約 20 万トンを輸入に依存している。企業型商業漁船は沿岸 3 海里以遠での操業を規定されているが、カメルーン国は 200 海里経済水域が狭い上に、海底油田開発により操業水域が制限されていることなどから、国内の年間水揚げ量 18 万トンのうち、90%以上が零細漁業（51.4%零細海面漁業、41.41%零細内水面漁業）による水揚げである。今後安価な動物蛋白供給源（年間 17.9kg/人:2005 年）として需要が増大する見込みの水産物を安定的に供給するためには、零細漁業の振興が重要である。そのため同国政府は、「農漁村開発戦略」(2005 年)において、①貧困削減、②食の安全、③社会的競争力の確保、④資源の永続的管理、を重点戦略に掲げ、零細漁業の整備や水揚げ施設整備の改善などを優先的な課題としている。また、「漁業・畜産開発戦略」(2003 年～2012 年)では、生産システムの近代化に向けて、①水産資源の有効活用、②漁獲後ロスの低減、③水産流通網の拡充、④市場へのアクセス改善などを重点課題に位置付けている。

零細海面漁業に従事する漁民は、沿岸に点在する約 300 の漁民キャンプを生活や漁業活動のベースとしており、カメルーン国最大の商業都市であるドゥアラ市に属するユプウェ水揚場では、その内 26 か所の漁民キャンプを本拠地に操業する漁船が水揚げする。ユプウェ水揚場は、周辺漁村を含めて年間約 800 トンが水揚げされ、漁業従事者約 3,270 人、小売人約 530 人を中心に約 4,000 人が水産業に従事している。しかしながら、水揚げ施設が十分に整備されていないため、危険かつ非効率的な条件下での水揚・荷捌き作業を余儀なくされている。また、衛生的な卸売市場も整備されていないため、水揚後の処理及び取引は、路上において炎天の下、排水施設もない非衛生的な環境で行われている。これらは零細漁業従事者の所得向上、水産資源の有効活用等の観点から大きな問題となっており、安全かつ効率性の高い水揚げ施設及び衛生的な魚市場の整備が喫緊の課題となっている。

「ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画」（以下「本プロジェクト」という。）は、当国の開発優先課題に合致しており、貧困層が多い零細漁業者への裨益を念頭に置いた事業である。本プロジェクトは、ドゥアラ市ユプウェ地区の水揚場において係船施設、魚市場、及びアクセス道路を整備することにより、水揚げの安全性向上及び効率化、漁獲物の鮮度・品質の向上、衛生的な水産物の安定供給、及び水産業従事者の所得向上をもってユプウェ地区全体の発展に貢献することを目的としている。2014 年には「カメルーン国 ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画 情報収集・確認調査」（以下、「情報収集・確認調査」とする。）が実施され、水揚・流通の課題分析と環境社会配慮上の負荷を軽減する方策の検討が行われた。

本協力準備調査（概略設計調査、概略説明調査を含む。以下、「本調査」とする）は、要請案件の必要性・妥当性・緊急性を確認、標記計画の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な計画の内容、規模等を検討した上で、概略設計を行う。また、開発効果を高めるため、アクセス道路整備等、水産業以外の経済活動発展にも資する協力、及び漁村における生活環境改善に資する協力を併せて検討する。

本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布；以下、「JICA環境ガイドライン」とする)に掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、同ガイドラインに基づくカテゴリーをBとしている。本調査においてガイドラインに従った環境社会配慮手続きを支援する。

2. プロジェクト概要

情報収集・確認調査において整理された要請内容は以下のとおり。各項目については、本調査において確認・整理する。

(1) 上位目標：

カメリーン国の消費者に安定した食が供給される。また、持続可能な開発により、零細漁業が地域経済社会構造を支える基盤となる。

(2) プロジェクト目標：

ユブウェ水揚げ場・市場整備を通じて、水産物の需要に対応した適切な機能と効率的且つ衛生的な流通環境が整えられることにより、域内の水産物流通及び経済活動が活性化し、漁業従事者、女性等市場関係者の労働環境及び生活環境が向上し、貧困が削減される。

(3) プロジェクトの成果：

- ① 水揚場及び魚市場関連施設の整備により、ドゥアラ周辺水域における零細漁業が活性化される。
- ② 漁業活動が改善され、ピローグ型木製漁船(9~10m)及びピローグ型木製集荷船(12~15m)の出入港の安全性を高めるための係船施設が整備される。
- ③ 衛生的な環境で漁獲物の処理や販売を可能にするための市場施設が整備される。
- ④ 水揚場及び魚市場への効率的なアクセスと、周辺住民の生活環境の改善を図るアクセス道路が整備される。
- ⑤ 周辺地域や漁民キャンプにおける遭難救助、緊急輸送体制が整備される。

(4) 活動・投入計画：

① 我が国の投入計画

- ア 土木施設：桟橋、護岸、斜路、アクセス道路(舗装)、排水溝及び排水管
 - イ 建設施設：市場棟(鮮魚売り場、燻製売場)、店舗棟、食堂棟、製氷施設、冷蔵施設、鮮魚荷捌き所、管理棟、公衆便所棟
 - ウ 付帯施設：電気室、給水塔、排水処理施設、守衛室、外灯
 - エ 機材：荷捌用機材、事務用機材、官能検査用機材、緊急用ボート、無線機、看護用機材
- #### ② 相手国側の投入計画
- ア プロジェクト関連の資機材、スタッフへの免税措置。

なお、相手国負担事項の詳細及び本無償資金協力で実施される施設・機材についての運営管理に係る予算確保の状況など、本調査で改めて確認する。

(5) 対象地域：

ドゥアラ市ユプウェ地区

(5) 関係官庁・機関：

- ① 事業実施機関：牧畜・漁業・畜産省 (Ministère de l'Elevage, des Pêches et des Industries Animales: MINEPIA)
- ② 運営／維持管理体制：ユプウェ市場は現在、ドゥアラ市の小規模公設市場に分類され、ユプウェ市場事業者組合と市役所による監督下で運営されている。本プロジェクトでユプウェ水揚場・魚市場が整備された場合、大規模公設市場として位置付けられ、市の条例に基づき、現場の運営は MINEPIA の指導監督のもと、ドゥアラ市第 2 区及び既存のユプウェ市場事業者組合 (AGECOMY) が共同で運営を行うことが予定されており、ドゥアラ市、MINEPIA、AGECOMY 及び利用者組合等もこれに同意している。既往案件の教訓も踏まえ、適切な運営／維持管理体制が構築される可能性について、協力準備調査で確認する。

(7) 受益者：

① 直接受益者：

漁業従事者約 3270 人 (漁民キャンプ漁業従事者 (3,000 人)、近隣漁業従事者 (約 150 人)、トランスポーター (約 120 人))

流通業者約 660 人 (鮮魚仲買・小売人/生鮮小売人 (約 280 人)、燻製魚加工・仲買・小売人 (約 250 人)、商店 (約 80 人) その他職業 (約 50 人) およびその家族)

② 間接受益者：

ユプウェの住民 (約 2,000 人)、ドゥアラ市民 (約 244 万人)

3. 業務の目的

水産無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、カメルーン国政府から要請のあった本プロジェクトについて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の

調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がカメルーン国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査、の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分当機構と協議すること。なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

① 現地調査帰国時：

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これをもとに、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

② 報告書案説明調査派遣前：

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(3) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用と過去の案件の確認

要請内容の必要性・妥当性の検証等に当たっては、本指示書参考資料に挙げた2014年の情報収集・確認調査報告書等既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。また、本プロジェクト本プロジェクトでは施設建設が検討されているが、カメルーン国の無償資金協力事業「零細漁業センター整備計画」の事後評価等では、施設の財務・運営管理体制に不備があつたことから、施設運営に支障を來したと指摘されている。本プロジェクトでは、当国の施設運営・維持管理計画を慎重に調査し、同体制に見合った事業となるよう本調査にて十分な精査を行う。

本プロジェクトで製氷機の整備が要請されているが、無償資金協力事業「ガボン国ランバレネ零細漁民センター整備計画」(2003年度、7.82億円)の事後評価等では、設置した製氷機のスペアパーツの現地調達が困難であったため、製氷機の修理・維持管理に困難を來したと指摘されている。他国類似案件の経緯および事業から得られた教訓等を確認し、本プロジェクト計画に反映すること。また、世界銀行及び国際通貨基金(IMF)によるカメルーン国「ポストハーベスト削減支援計画」では、製氷機の整備が行われているため、本調査で教訓の抽出を行う。

概略設計を行うにあたり、隣接事業や交通条件、自然条件及び土地利用条件の類似した事業に関する設計資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタ

ントに設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。本業務で入手した設計資料は、本プロジェクトの設計・計画内容と横並びで比較し、報告書に反映させるものとする。

(4) 事業効果に影響を与える関連事業の確認

現在、ドゥアラ商港内に漁港が新たに建設されたとの情報がある。また、ドゥアラ商港への集中を緩和すべく、リンベ及びクリビに商港が建設される予定である。これらの事業は、ドゥアラ商港及びユプウェ水揚場の位置付けの変更可能性、及び環境への影響の観点から、本プロジェクトの効果に影響を与えるとみられることから、事業計画の策定に当たってはこれら関連事業の確認を行うこと。

(5) 設計・積算にかかる参照マニュアル

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（補完編を含む；以下、「設計・積算マニュアル」とする）を参照する。同マニュアルは、設計、積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているため、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(6) 計画内容及び計画サイトの妥当性の確認

- ① 「2.」に記載したプロジェクトの概要については、要請書及び情報収集・確認調査に基づき記載している。本要請内容の検討に当って、水揚場及び市場利用状況の推移、今後の方向性について十分に確認し、協力実施の妥当性を検討すること。
- ② ユプウェ水揚場の漁獲高がカメルーン国全体の漁獲高に占める割合が低いことから、水産振興としての事業効果だけでなく、ドゥアラ市におけるユプウェ地区整備の位置付けやその効果について貧困削減や物資の流通改善の観点から情報収集を行う。

(7) 土木・建築施設・機材計画

土木・建築施設・機材計画の内容・仕様・規模・数量等は、計画サイトにおける利用漁船の隻数・サイズ・操業形態、水産物の流通状況、水産物取扱量、施設利用者数、今後の展望、運用経費、維持管理の容易性、施設利用者にとっての利便性、現地の電力事情、環境社会影響等を踏まえ複数の代替案を比較検討した上で最適の計画とする。また、代替案の比較においては各案のコストを概算し、費用対効果も十分に検証する。

(8) 機材仕様

機材の仕様設定においては、既存漁港施設において現在利用されている機材、維持管理の容易性を考慮しつつも、入札における競争性を阻害することのないように留意する。

(9) 運営維持管理体制

計画施設・機材の運営・維持管理体制については、実質的な運営維持管理機関であるドゥアラ市と、市場施設の衛生・品質の指導監督を担う MINEPIA の人員体制、人材の能力、財政状況、運営委維持管理計画、収支計画を評価・確認し、運営モニタリング体制や補完的な支援体制についても確認する。また、それらを検討した上でカメルーン国側に提言を行う。

(10) 環境社会配慮

- ① 環境社会配慮調査については、カメルーン国の法制度において求められる環境社会配慮(EIA、各種環境許認可、用地取得・住民移転を含む) 関連手続の具体的な内容、必要書類、環境許認可取得までに要する期間・費用、既に手続が開始されている場合にはその進捗等を確認し、住民移転及び商業移転計画の作成を支援する。環境影響評価(EIA)の申請から承認の取得まで、計8か月程度は要することが想定されるため、極力早い段階からEIAの準備を進める必要がある。ただし、MINEPIAは、EIAの実施経験がないため、本調査で以下の支援を行う。
 - ア EIAコンサルタントの選定作業の支援（仕様書の作成等）
 - イ EIAの工程管理
- ② JICA環境ガイドラインの概要、及び本プロジェクトについてJICA環境ガイドラインに沿って調査を行うことにつき、先方政府へ説明を行う。本調査ではJICA環境ガイドラインに従い必要となる手続、環境社会配慮面からの代替案の比較検討、移転計画、工事期間中の一時移転先の用地及び代替地確保、生計回復支援策等につき、確認・検討する。
- ③ ステークホルダー協議の開催を支援する（実施目的、参加者、協議内容等）。水揚げ場及び一次移転に係る関係者ごとにステークホルダーミーティングを開催し、本プロジェクトに関する多様な意見を確認する。

(11) 安全対策等に関する配慮

本プロジェクトは、道路整備の際に既存の活動を維持した施工方式の要望があると想定されるため、工区を細かく切るなど、施工時の安全対策上の注意が特に必要な案件である。本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイドライン」（以下、「安全管理ガイドライン」）の趣旨を踏まえて準備調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドラインの安全施工技術指針に留意するとともに、カメルーン国その他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

また、供用後の施設の防火対策、道路交通に対する適切な交通安全対策を検討し、概略設計に反映するものとする。

6. 業務の内容

現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

<国内作業>

(1) インセプションレポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体

の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプションレポート、質問票を作成する。

<現地調査>

(2) インセプションレポートの説明・協議

インセプションレポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・目的・内容等の確認

① カメルーン国における国家開発計画、水産開発計画及び水産関連の統計情報を精査し、本プロジェクトの背景、位置付けを再確認する。また、カメルーン国内漁港整備・運用の全体方針におけるユブウェ水揚場・魚市場の位置づけ、利用者の属性、利用者数、水産資源管理実施方針等を確認し、その妥当性を検証する。

ア 情報収集・確認調査において、カメルーン国内の年間水揚げ量は約18万トン、ユブウェ水揚場の年間水揚げ量は約800トン、国内年間水揚げ量の90%以上は零細漁業による水揚げであると報告されているが、このデータの信憑性を確認し、最新の統計資料をもって情報を更新する。

イ その他の小規模零細漁港の実態（漁獲高、漁業従事者情報等）について情報収集を行い、水産振興の観点からの本プロジェクト実施の意義を確認する。

② カメルーン国統計局及び自治体から最新の統計資料を取得し、裨益人口についての情報を更新する。また、漁民キャンプ等水産業の状況に関する既存の統計資料が存在しない、あるいはその信憑性に問題がある場合は、適切な推計を行うために必要な調査を行う。

③ カメルーン国における他ドナーの関連案件を調査し、動向を把握する。特にクリビ港とリンベ港の新規建設事業に関しては、本プロジェクトの効果に影響を与えることから、ドゥアラ商港及びユブウェ水揚場の位置付けや環境への影響の観点から、現地実態調査を行う。

④ 情報収集・確認調査の結果を踏まえ、既存施設・機材に係る課題を調査の上、先方政府と協議を行い、要請内容の必要性、妥当性を分析・検討するとともに適切なコンポーネント構成及び各要請コンポーネントの優先順位を確認する。

(4) サイト状況調査

① 計画サイト周辺の最新の開発計画等を調査する。特にドゥアラ市の道路整備に係る計画の有無、内容規模、予算、実施スケジュール等を詳細に確認する。

② 計画で想定されている施設及び機材については、既存施設での利用状況及びプロジェクト実施後の利用が期待されている受益者との意見交換等を踏まえ必要性を検討する。調査の結果、追加的に必要と判断されるものについては、その根拠とともに提案すること。

③ 計画サイトにおける上下水道、電力、交通、通信等の基礎インフラの整備状況を確認する。既存インフラの規模等につき、各関係機関から情報収集を行い、先方負担と本プロジェクトとの分担につき協議を行う。

- ④ 既存施設の利用状況調査として、水揚げ施設における利用船舶の種類、サイズ、係留隻数、入港・水揚・準備休憩時間等利用状況の詳細を定性的・定量的に把握し、適正な施設規模を検討するとともに、施設運用上の課題を抽出・分析する。また、その他関連周辺施設（燻製品売り場を含む）についても、現況を定性的・定量的に把握し、適正な施設規模を検討するとともに、課題を抽出・分析する。
- ⑤ 露店市場の店舗状況等について把握する。店舗の種類、数、面積、労働者数、販売規模、店舗料、所属組織の有無などの基礎的情報を収集するとともに、受益者との意見交換を通じて、一時移転及び本移転の意向や条件などについても情報を収集する。
- ⑥ ユプウェ水揚げ場・市場の施設整備対象区域、道路及び一時移転先の対象となる土地の所有状況、土地利用許可に関し文書等にて確認を行うなど、本プロジェクトを進めるうえで土地利用に関して問題ないか必要な手続き等を行う。
- ⑦ 要請内容及び計画サイトの自然・社会・地理条件等の諸状況を踏まえ、施設設計及び工法上留意点を検討する（施工時の既存建造物についての対応を含む）。必要に応じて、施設・設備・機材計画の変更について相手国側と協議し、詳細を確定する。

（5）運営維持管理体制の調査

- ① ドゥアラ市の公設市場の施設運営状況、維持管理状況を調査する。
- ② 運営主体としてドゥアラ市の関与が必要であることから、プロジェクトの内容につきドゥアラ市の関係部局に説明し、公設市場としての施設運営管理上の制約や設立後の運営体制につき協議する。また、本施設の運営や維持管理における MINEPIA の関与についてはドゥアラ市及び MINEPIA 双方と協議してその内容につき整理し、本計画施設の運営維持管理体制（組織、人員とその能力、業務所掌、会計管理制度等）を精査するとともに、それぞれの責任範囲と役割分担を確認・検討する。
- ③ 既存のユプウェ市場の運営組織について、その組織の内容、役割、運営管理能力につき調査し、施設完成後の運営体制（ドゥアラ市・MINEPIA との連携等）について検討する。
- ④ ソフトコンポーネントの投入につき、先方の要請やその具体的な内容について検討する。
- ⑤ ドゥアラ市では、ドゥアラ市役所が委託する民間業者がゴミ回収を行っているが、ユプウェ地区では定期的に回収されていない。生活環境の改善や周辺マングローブへの影響を回避するため、ドゥアラ市における廃棄物回収システムの現況を調査し、施設からの廃棄物が適切に回収される仕組みについてカメリーン国側との協議し、ドゥアラ市による具体的かつ定期的な廃棄物回収サービスの実施について協議する。
- ⑥ 本計画施設に係る追加の人件費、光熱水費、日常的な維持管理費に加え、中長期的な施設・機材更新のための必要積立額なども勘案の上、区画・市場使用料収入等の計画内容を精査する。また、市場からの収益がドゥアラ市の一般財源に組み込まれるのか、独立的に管理されるのかを確認し、前者であった場合にはドゥアラ市による運営管理費の予算措置が現実的か確認する。これらの情報を基に持続的かつ健全な計画施設運営のための收支計画案を策定する。
- ⑦ 本計画施設の運営資金、漁業関係者の利用できる資金・基金、不足時の財政措置及び必要

な手続を確認する。

(6) 自然条件調査（別紙「自然条件調査仕様書」参照）

本調査の実施に際し、情報収集・確認調査では、調査計画の検討に必要となる情報の収集、整理が行われた。本調査においてはこれらの結果を活用し、その上でさらに必要と思われる自然条件調査（陸上地形測量、海底地形測量、地盤調査、気象・海象調査、海浜調査、建築材料試験等）を行い、設計に反映させる。具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、使用、数量等）については、プロポーザルにて提案する。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件などの調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。当方で想定する自然条件調査は別紙「自然条件調査仕様書」のとおり。別紙に示す通り全ての項目を現地再委託にて実施することを認め、別見積りとする。なお、現地再委託で調査を実施する場合には、調査方法の妥当性および調査結果の質の確保に十分に留意すること。

(7) 施設計画調査（海洋土木・建築施設・道路整備・施行）

① 全体施設計画

- ア 対象漁船、集荷船の利用状況（隻数、滞留時間等）について調査する。
- イ 計画施設での水産物取扱量は、水産物流入量・搬出量、時間・週・季節等による変動量等を十分に把握の上、適正かつ合理的な施設規模検討の根拠となる基準値を設定する。取扱量の推定においては、既存の統計数値情報のみに依存せず、本調査で実施する水産物流通加工調査の結果も含め、実態を正確に反映した数値の把握に努める。
- ウ 魚市場等の施設規模やその仕様については、施設利用者の数、人及び物の動線、流通業者ごとの取扱量、取扱い形態、国内類似施設の状況を踏まえ、耐久性に留意し、先方による維持管理が可能な内容、構造、規模、仕様とする。また、生鮮水産物を取り扱う施設であることから、カムルーン国政府の衛生管理基準に適合し、衛生管理が容易な建築設計計画を検討する。
- エ 排水処理施設については、ドゥアラ市の公共施設の計画最大降雨強度、係数、基準及びカムルーン国の遵守すべき衛生基準を踏まえ、規模と仕様を検討する。

② 建築施設設計

- ア 建築施設配置は、情報収集・確認調査で提言された施設配置案を参考の上、限られた用地の中で、水揚、荷捌き、競売、処理・加工、搬出という一連の動線に配慮し、利用者全体の利便性が向上するように計画する。
- イ 当該施設の周辺には各種の施設が存在しているため、利用者・関係者の動き（漁業者、競売人、仲買人、小売・行商人、運搬人、消費者等、全ての施設利用者）、周辺交通への影響等に配慮した計画とする。

③ 海洋土木設計

- ア 護岸施設、桟橋、斜路施設については、作業効率等現状・課題の確認、利用する漁船の種類、大きさ、隻数等をカムルーン側との協議等を踏まえ確認し、適当な水深、水面から岸壁面までの高さ及びその費用対効果、維持管理の容易性、自然条件・周辺環境への影響

や荷役の動線等を考慮した上、その必要性を十分検討し、適正な規模となるよう設計・計画する。特に建築材料に関しては、塩害対策を検討すること。桟橋の構造については、複数の代替案を慎重に比較検討し、持続的かつ効果的な運用・維持管理を行う上で最も合理的で安価な構造を採用する。

- イ 船揚げ斜路については、桟橋や護岸施設の設計、計画によっては斜路施設の必要がなくなることから、これら船を停泊させる施設との全体的な計画を考慮して斜路敷設の導入の是非を慎重に検討する。船の荷揚げのための接岸施設としての船揚げ斜路の有効性については、利用する漁船の隻数、現状の出漁準備・水揚作業に係る具体的な弊害等をカメリーン側との協議等を踏まえ確認した上で、計画サイト前面浜の自然条件・周辺環境への影響の可能性等を踏まえ、費用対効果の観点からも、延長、材料、構造、仕様について複数案を比較検討する。
- ウ 水揚げ場・市場に接続しているアクセス道路の舗装及び露店販売場所としての市場ストリートの整備、アーケード化については、露店販売者、商店等先方関係者の意向、利用者数、利便性や衛生的な環境確保が可能か等の観点を考慮しつつその必要性・妥当性を十分検討し、公道利用に係る法的な規制等も含め先方と協議し設計、計画する。

④ 道路整備

- ア 情報収集・確認調査にて近年の特異な降雨強度が報告されており、道路の多くの部分において側溝が崩壊しているため、排水対策が必要である。本調査では、対象サイトを中心に現状を確認し、排水改善の方法を検討する。
- イ 情報収集・確認調査で提案された、道路をアーケード化する等し、市場として活用する案を費用対効果・インパクトの観点からその妥当性を検討し、設計に反映させる。

⑤ 施工計画

- ア 関連法規、規制、電気・水の供給状況、気象事情を考慮の上、適切な施工計画を策定する。
- イ 施設利用者の漁業関連活動・生活への影響を極力生じさせないように施工計画を策定する。
- ウ 他ドナーが実施した案件を調査し、金額や品質を確認する。

(8) 機材計画調査

- ① 機材調達には実施機関の技術レベル、維持管理の容易さ（代理店、アフターケアサポート体制、スペアパーツの入手性等）、既存機材の使用状況を充分に考慮し、計画に反映させる。また、技術的・予算的負担の軽減を考慮し、運用・維持管理費用が継続的に見込まれる機材についてはその妥当性や規模・仕様を慎重に検討する。
- ② 緊急用ボートについてはその必要性を含め、実施機関の詳細な計画内容を確認する。また、関係者のニーズや実施機関の過去の運用実績、要員の有無、具体的な運行計画を調査する。
- ③ 官能検査用機材については、現在の検査内容や既存機材について調査を行い、先方の検査内容に即した投入計画を検討する。
- ④ 製氷施設については、情報収集・確認調査では、民間の製氷業者が氷の提供を行っており、

優先度は低いとしているものの、民間製氷業者の活動状況を確認し、氷の流通量・取引価格・氷利用者等の調査を行い製氷施設の設置の必要性について確認する。設置する施設の運転経費と施設市場の運営管理を行う主体の維持管理能力、ニーズについて把握した上で、その是非を判断する。協力範囲に含めることが妥当と判断された場合、規模設定については、本プロジェクト施設での計画生鮮水産物取扱量・変動量、本プロジェクト施設を利用する水産物小売人、施氷を行う漁民の計画数、施氷率、本プロジェクト施設で製造する氷の利用対象者、生鮮水産物保存方式、施設の維持管理経費と運営主体の財政負担等に鑑みて検討する。

- ⑤ 冷蔵施設については、漁獲物保存用保冷庫を貯氷庫それぞれの必要性を検討し施設整備の是非を判断する。整備する施設の種類の検討においては、一時的に保管する鮮魚や在庫として必要な氷の量を、水揚げ場・市場の水産物の種類、取引量、価格、販売ルート、氷の販売等の調査により把握し、考慮すること。

(9) 調達事情調査

- ① 現地施工業者の施工能力、技術力、要員、建設機械の保有状況を確認する。現地施工業者技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限り現地施工業者が施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、現地施工業者の技術レベルを慎重に判断する。
- ② カメルーン国内における建設事情および建設資材・関連機材の調達事情およびスペアパートの流通事情を確認する。
- ③ 資機材・消耗品等の現地調達のほか近隣諸国の調達・海洋土木の建設事情、調達先、価格（輸送費および輸入経路を含む）、アフターサービスの体制等について調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査と試験を効率的に行う。調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることは判明した場合は、そのリスクを報告書に記載とともに、実施段階での再調査を提案するものとする。
- ④ 上記の結果消耗品の入手容易性、アフターサービスの内容等も含め十分に考慮した上で資機材の調達方法について検討する。

(10) 相手国側負担事項の確認

- ① 情報収集・確認調査によって、カメルーン国側の負担事項は以下のとおり整理された。本調査にあたっては、本計画施設の運用、製氷等に際して必要となる適正量の上水道整備、電気整備に係る責任機関、予算確保、手続き、スケジュール等体的事項を確認し、計画施設建設開始前に確実に整備されることを求める。また、カメルーン国側の負担事項について具体的に確認する。その他、先方政府により整備・実施すべき具体的な作業項目について明らかにし、その具体的な計画を確認の上合意を図る。

- ア プロジェクトサイトの用地の整地（建物基礎部分の残骸の撤去を含む）
- イ 一時移転先の水揚げ場・市場の用地整備

- ウ プロジェクトサイト建設用地内の樹木の伐採または移植
 - エ 環境影響評価の実施と許可の取得
 - オ プロジェクトによる既存魚市場関係者の移転補償
 - カ 本計画に係る一切の許認可の申請と取得（建築確認、インフラの許可、工事許可等）
 - キ 市場としての衛生許可の取得
 - ク 本計画に係る先方負担分の道路などの建設と付帯する排水を含むインフラ整備
 - ケ 市場に供給する電力、浄水のサイトまでの引き込み
 - コ 計画実施時の負担事項に係る予算確保
 - サ 計画実施時の各種便宜（資機材輸入通関、日本人滞在手続）
 - シ 竣工後の維持管理・運営（ドゥアラ市、MINEPIA）
 - ス 建設後の環境モニタリング
- ② 相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、JICA 団員との協議議事録の取り交わしを支援し、詳細を個別に書面にて確認する。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを具体的に調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。免税情報は JICA カメルーン事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と共有する。調査終了時には事務所へ報告するものとする。
- ③ 本計画施設運用の立上げ時及び施設の運営収支が赤字となった際の運営経費の政府補填につき、カメルーン国側の計画を確認する。

(11) 水産物流通加工調査

- ① ドゥアラ市における水産業の現状と傾向（水揚量、水揚額、水揚時間、水揚魚種構成、水産物加工品生産量、漁業及び関連産業従事者、漁船・運搬船のタイプ、数、操業形態、操業時における施氷率等）及び将来の見通しを、目視・インタビュー調査、及び既存統計資料等を元に確認する。ユプウェ水揚場における統計データについては、MINEPIA のユプウェポートによって収集されているが、そのデータ取得方法等を詳細に確認し、データ妥当性・信頼性を検証する。
- ② ドゥアラ市を対象に、本計画サイトからの水産物の流通経路（月別流通量、販売価格（卸売・小売等）、取引形態、販売拠点等）を確認し、流通フロー図として取りまとめる。また、流通量の季節変動、流通時の施氷率を既存資料や聞き取り調査を基に確認する。
- ③ 本プロジェクトサイトにおける水産物の流通業従事者に関する情報（規模、業者組合、規則、慣習、活動エリア等）を収集する。特に、ユプウェに水揚げされる鮮魚や加工品の主

要な供給元の漁民キャンプ数か所において、聞き取りやアンケートを実施し、漁民キャンプの規模（漁業活動者以外の家族を含めた人口規模、外国人の占める割合、人種等）、インフラ状況、生活の実態などについて確認する。

- ④ 既存の製氷施設の運用状況を確認し、氷の流通量・取引価格・氷利用者等の調査を行う。
本地域は民間を含め多くの製氷業者が活動していることから、プロジェクトで製氷施設を投入する場合、現地の実態に沿った投入方法について先方政府と協議する。
- ⑤ 上記を基に、本プロジェクトサイトにおける水産物流通に係る課題を抽出する。
- ⑥ 本プロジェクトサイト、流通経路における漁獲物の損耗率（物理的損耗、価値損耗）の調査を行う。
- ⑦ 本プロジェクトにより水産物流通がどのように改善し、利用者（船大工、漁具販売者、船外機修理業者、燻製加工者、漁業従事者、仲買人、小売人、運搬人、荷役作業員、鮮魚一次加工処理人、氷販売人等）ごとの衛生・品質管理、作業環境、利便性、経済性等が定量的・定性的にどのように向上するか、他の類似整備計画のデータとも比較検討の上、詳細に分析する。

（12）漁村振興ニーズ、事業効果増大の調査

ユブウェの中心におけるアクセス道路整備及び既存の魚焼き販売者のためのレストラン建設が要請されていることから、これらが「漁村振興コンポーネント」として適正か、先方のニーズや漁村の中での位置付け、及び投入の効果を確認する。

（13）無償資金協力実施の必要性・妥当性及び適切な協力範囲の検討

- ① 調査結果を踏まえ本計画実施の妥当性を検討し、必要に応じ代替案を検討・提案する。
- ② 本計画により想定される施設の適正規模を提案し、必要に応じて規模、内容、数量等の絞込みを行う。
- ③ 本計画実施による水揚、水産物流通、衛生環境、利便性、経済性等の改善の方向性につき検討する。
- ④ 本計画実施後の社会経済インパクトについて提言する。
- ⑤ 先方負担又は民間による整備やコンポーネント追加の可能性を考慮の上、要請コンポーネントを整理し、優先順位付け、絞り込みを行う。また、必要に応じて事業代替案を作成する。なお、用地取得や運営維持管理費・人員の確保等先方負担事項については、実施手順・スケジュールについてもカメリーン側に確認する。

上記①～⑤を踏まえ、事業規模確認に向けた事業費の概算を行う。積算に当っては出来る限り現地の事情・単価を反映させること。

（14）プロジェクトの評価/事業運用・効果指標の設定およびベースラインドータの測定

事業効果指標については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価指標を設定し、定量的効果については、適切な指標を設定した上で、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。定性的効果については、質的変化のベースラインとなる改善前の状況の記述を詳細に行う。

なお、指標設定にあたっては、事業完了後の漁港運営状況を確認・共有し、改善を図るための運用指標（モニタリング指標）と効果指標を区別する様に留意し、設定すること。ベースライン調査の実施については調査項目とその調査方法につきプロポーザルで提案することとする。また、再委託を可とし、見積もりに含める事とする。

（15）環境社会配慮調査

① JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案（モニタリングフォーム案を含む）の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、カメリーン側と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

② 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、経済社会状況等)の確認。環境社会の状況調査については、調査項目とその調査方法につきプロポーザルで提案することとする。また、再委託を可とし、見積もりに含める事とする。

イ 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関する法令や基準等

(b) JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法

(c) 関係機関の役割

ウ スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

エ 影響の予測

オ 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討

カ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

キ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成

ク 予算、財源、実施体制の明確化

ケ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

③ 移転計画案の作成

JICA 環境ガイドラインに基づき、大規模ではないが商業移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(a)～(l)のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も機構へ提出する。本プロジェクトのためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

ア 用地取得・住民移転の必要性

イ 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果

- ウ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- エ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- オ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- カ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- キ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ク 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- ケ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- コ 費用と財源
- サ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- シ 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

④ 社会的弱者・ジェンダーへの配慮

先方のジェンダー配慮への意識改革を促すために、効果発現におけるジェンダーの視点を入れた検討を行う。例えば女性に配慮した施設や設備（託児所や女性トイレの設置）等、利用者の立場からの配慮に加えて、施工段階においても、例えば最低限、施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備配慮等、積極的に議論、導入・配慮に努めること。

(16) 現地調査結果の取纏め・報告

- ① ミニッツ案の作成に協力する。
- ② 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価を行う。
- ③ 本計画について協力可能な内容、規模、範囲を検討する。
- ④ 概略設計のための協力準備調査の調査計画策定に係る調査方針、留意事項等を検討する。

<国内作業>

(17) 現地調査結果の整理

- ① 概略設計の概要本計画について協力可能な内容、規模、範囲を検討する。
- ② 帰国報告会に参加し、調査結果を報告する。
- ③ 現地調査結果概要（和文）を、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2012年11月改訂版）を参照して作成し、提出する。

(18) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して設計総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

① 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

② 基本計画

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。また、本計画施設の建設および機材の調達方法に関しては、施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。

③ 施工計画

- ア 施工方針/調達方針
- イ 施工上/調達上の留意事項
- ウ 施工区分/調達・据付区分（先方負担工事との区分）
- エ 施工監理計画/調達監理計画
- オ 品質管理計画
- カ 資機材等調達計画
- キ 初期操作指導・運用指導等計画
- ク ソフトコンポーネント計画
- ケ 実施工程

（19）事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費及び、完工後の事業の維持管理費の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、アフリカ地域の土木案件及びその他の地域で事業費が30億円を超える可能性がある案件では照査も行う。

① 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、設計・積算マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年改訂版）」（以下、「無償報告書ガイドライン」）に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

③ 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- ア 実施時期
- イ 事業費（総事業費及び内訳）
- ウ 概略の仕様
- エ 入札方法（P Q基準、国際入札／国内入札等）
- オ 契約条件（総価方式／B Q方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

⑤ 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。機構が算定した予備的経费率を概略事業費に反映させる。

- ア 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ 工事量変動にかかるリスク
- ウ 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- エ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ 治安状況にかかるリスク

（20）協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

（21）詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

（22）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

（23）事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

（24）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について機構と協議する。

（25）事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（OCAJI等の業界）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合にはJICAと対応を協議する。

<第二次現地調査（概略説明調査）>

(26) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をカメルーン国関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。また、公租公課および免税措置、並びにその他の先方政府負担事項について調査し、その実施の手順及びスケジュールを含めて実施可能性を判断した上で、先方政府と合意する。

<国内作業>

(27) 準備調査報告書等の作成

カメルーン国関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- ① 概略事業費（無償）積算内訳書
- ② 概要資料
- ③ 準備調査報告書
- ④ デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(8)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、最終成果品として機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意、プロポーザルに提示すること

- (1) 業務計画書 : 和文3部 仏文2部
- (2) インセプションレポート : 和文3部、仏文2部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文3部
- (4) 準備調査報告書（案） : 和文5部、仏文2部
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 : 和文2部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (6) 概要資料 : 和文1部及びCD-R1枚
(※完成予想図を含む。)
- (7) 準備調査報告書 : 和文（製本版） 8部及びCD-R1枚
(※完成予想図を含む。) : 仏文（製本版） 16部及びCD-R3枚
: 和文（簡易製本版） 2部及びCD-R1枚
- (8) デジタル画像集 : CD-R2枚（デジタル画像40枚程度）
- (9) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5)については設計・積算マニュアル補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

第一次現地調査（概略設計調査（現地調査））2015年10月下旬～12月上旬

第二次現地調査（概略説明調査（現地調査））2016年3月下旬～4月上旬

概略事業費積算：2016年3月下旬

準備調査概要資料：2016年5月中旬

準備調査報告書：2016年6月中旬

調査実施スケジュール案（全体）

	2015年				2016年										
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
国内作業		□			■				□						
現地調査			■						■						
準備調査 概要資料									▲						
報告書提出										▲					

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：22.42MM

(2) 業務従事者の構成（案）

①業務主任／運営維持管理計画（2号）

②建築・施設設計（3号）

③環境社会配慮（3号）

④海洋土木設計

⑤道路整備設計

⑥機材・調達計画／設備計画

⑦水産流通

⑧積算

⑨自然条件

業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 配布資料/閲覧資料等

<配布資料>

(1) 無償資金協力要請書

<閲覧資料>

- (1) カメルーン国 ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画 情報収集・確認調査報告書
(2014年) <libopac.jica.go.jp/images/report/1000021848.html>
- (2) 案件別事後評価（簡易版）評価結果票：無償資金協力 零細漁業センター整備計画(2010年)
<http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0415600_4_f.pdf>

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

- (1) 現地調査（概略設計時）
- ① 団員構成：総括、計画管理
 - ② 調査行程：約 15 日間
 - ③ 日程： 11月上旬～中旬を予定
 - ④ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの協力目的・範囲、実施体制等を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。
- (2) 概略設計概要説明（報告書案説明時）
- ① 団員構成：総括、計画管理
 - ② 調査行程：約 10 日間
 - ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの内容（計画設計の基本方針案）について検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

(1) 自然条件調査

別紙（自然条件調査仕様書）にて現地再委託を可としている調査項目について、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・N G Oに再委託して実施することを認める。なお、現地再委託で調査を実施する場合には、調査方法の妥当性および調査結果の質の確保に十分に留意すること。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。これらについては、別見積りとする。

(2) ベースライン調査、交通調査、環境社会状況調査

ベースライン調査、交通調査、環境社会状況調査の実施について再委託を可とする。ただし、経費は見積もりに含めることとする。

6. その他の留意事項

- (1) 無償資金協力事業の実施体制
- 本プロジェクトが我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政

府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2013年11月版）の様式－2および様式－3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) スケジュールを鑑み、国内解析及び概略設計概要説明(現地調査)双方に対応可能な体制とすること。

(4) 現地通訳（英 ⇄ 仏）の備上を認めるが、本見積もりに含めて計上する事。

(5) 安全管理

当地の治安状況については、JICA カメルーン事務所、在カ梅ルーン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、指示に従うこと。また、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。加えて、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制を機構に提出する。

(6) 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドランス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

カメルーン国「ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画」準備調査 自然条件調査仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記す。先方要請内容とその設計積算手順を勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

調査項目	調査内容・仕様	数量
1. 陸上地形測量	<ul style="list-style-type: none"> ・建築敷地（敷地及び周辺の地形と敷地境界の測量、既存建物、インフラの導入経路と接続位置、立木等の地物の測量） ・道路・排水計画用地（平面地形、縦横断測量 1.0km×30m） 成果品：測量図（平面 1/500、縦横断面図）電子データを含む	20,000 m ² 30,000 m ²
2. 海底地形測量	深浅測量（水揚場及び周辺汀線部）200m×100m 成果品：平面 1/1500、断面図（※必要に応じて）電子データを含む	20,000 m ²
3. 地盤調査	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上ボーリング（堅牢基礎地盤が確認されるまで又は最大 40m） ・海上ボーリング（同上） ・標準貫入試験：1m 每（上記により数量変動） ・試掘試験（G. L. -1.5m 程度） ・CBR 試験 ・不攪乱試料採取 ・室内分析： (比重、単位体積重量、粒度分析、含水比、アッターベグル限界、一軸圧縮試験、圧密試験等) 	3 本@40m 3 本@40m 240 回 4 か所 10 か所 10 試料 10 試料 各 10 試料
4. 気象・海象調査	<ul style="list-style-type: none"> ・文献調査、自然災害・異常気象履歴調査、既往地震 ・水質調査（SS, COD, pH, T-N, T-P, 大腸菌等） 	1 式 6 試料

	<ul style="list-style-type: none"> ・流況調査（流向流速調査） ・底質採取・分析（粒度分析、pH、強熱減量等） ・沖波波高波向周期（気象データによる推算）、浅海変形解析、潮位（最高潮位を含む）（現地陸上ベンチマークとの関連）などの水揚げ場設計に必要な設計条件値を把握するための調査 	1式 4試料 潮位測定 1か月
5. 海浜調査	<ul style="list-style-type: none"> ・漂砂調査（既往調査資料の収集解析、既存航空写真などを用いた汀線変動解析） ・海浜砂（移動限界水深以浅）の底質粒径分布解析、周辺区域の目視観測 ・数値シミュレーションによる汀線変動予測（必要に応じて） ・飛砂調査 	1式 陸上 3か所、海上 2か所 （汀線直角の直線上） 1式 1式
6. 材料試験	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート骨材（比重、吸水率、すり減り） ・埋戻し材料試験（粒度分析、締固め度等） ・海岸付近における適当な材料の選択や防食方法を計画するために現地における鋼材の腐食度合（塩害）に関する情報を把握する 	1式 1式 1式

*全ての項目に関し、現地再委託を認め、見積もりに含めないもの（別積り）とする。